

○質屋営業法関係事務の取扱いに関する訓令

(令和6年1月9日静岡県警察本部訓令第1号)

質屋営業法関係事務の取扱いに関する訓令（平成18年県本部訓令第36号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、質屋営業法（昭和25年法律第158号。以下「法」という。）、質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号。以下「規則」という。）及び質屋営業法に基づく申請書等の様式に関する規程（平成17年県公委規程第9号。以下「様式規程」という。）に基づく事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（申請書等の取扱い）

第2条 署長は、法及び規則の規定による許可の申請その他の申請又は届出に係る書類（以下「申請書等」という。）の提出を受けた場合には、当該申請書等及びその添付書類について、質屋営業新規許可審査票（様式第1号。以下「新規許可審査票」という。）、質屋営業変更許可審査票（様式第2号。以下「変更許可審査票」という。）又は質屋営業変更届出等審査票（様式第3号。以下「変更届出等審査票」という。）により確認し、法及び規則に定められた形式上の要件に適合していないときは、申請者又は届出人（以下「申請者等」という。）に補正を求めるものとする。

- 2 署長は、正副2通の提出を必要とする申請書等の提出を受けた場合には、手続終了後、申請者等に対し副本を返還するものとする。
- 3 署長は、提出を受けた申請書等の事務処理について、生活安全許可等事務管理システムに随時登録し、手続の進捗状況を明らかにしておくものとする。
- 4 署長は、提出を受けた申請書等（法第2条第1項の許可に係るものを除く。）の取扱いについて、質屋許可申請（届出）等取扱経過票（様式第4号）を作成して、当該申請書等に係る意思決定及び事務処理の経過を明らかにしておくものとする。

（質屋の許可）

第3条 署長は、法第2条第1項の規定により、質屋許可申請書（様式規程様式第1号）の提出を受けた場合には、当該質屋許可申請書及びその添付書類について新規許可審査票により確認した上、当該質屋許可申請書の正本、添付書類及び新規許可審査票（以下「許可申請書等」という。）を県本部生活保安課長（以下「主管課長」という。）に送付するものとする。

- 2 署長は、前項の規定により許可申請書等を送付した後、質物保管設備基準（平成4年県公委告示第2号）に定める設備を備えているか質屋営業実地調査票（様式第5号。以下「実地調査票」という。）に基づき調査した上、当該実地調査票を主管課長に送付するものとする。

3 主管課長は、前2項の規定により許可申請書等及び実地調査票の送付を受けた場合には、法に規定する欠格事由（質物の保管設備に係るものを除く。）について調査した上、当該新規許可審査票及び実地調査票に基づき、当該申請に係る審査を行うものとする。

4 主管課長は、前項の審査の結果、支障がないと認めた場合には、許可をするものとする。

（許可証の交付等）

第4条 主管課長は、前条第4項の規定により許可をした場合には、許可証（規則別記様式第1号）を作成し、前条第1項及び第2項の規定により送付を受けた許可申請書等及び実地調査票とともに、当該許可に係る許可申請書の提出を受けた署長に送付するものとする。

2 署長は、前項の規定により許可証の送付を受けた場合には、当該申請者にこれを交付するものとする。

3 署長は、許可を受けた質屋について、質屋台帳（様式第6号）を作成するものとする。

（決定通知書の交付）

第5条 主管課長は、第3条第3項の審査の結果、許可をしないことを決定しようとする場合には、法第3条第2項の規定により、当該申請者から意見を聴取するとともに、証拠の提出を受けるものとする。

2 主管課長は、前項の規定により意見聴取等を行った結果、許可をしない場合には、決定通知書（様式規程様式第5号）を作成し、第3条第1項及び第2項の規定により送付を受けた許可申請書等及び実地調査票とともに、当該許可申請書の提出を受けた署長に送付するものとする。

3 署長は、前項の規定により決定通知書の送付を受けた場合には、当該申請者にこれを交付するものとする。

（営業所の移転の許可）

第6条 署長は、法第4条第1項の規定により、営業所の移転に係る営業内容の変更許可申請書（様式規程様式第2号。以下「変更許可申請書」という。）の提出を受けた場合には、当該変更許可申請書及びその添付書類について変更許可審査票により確認し、質物保管設備基準に定める設備を備えているか実地調査票に基づき調査した上、次に掲げる取扱いをするとともに、許可証裏面の異動事項欄に必要事項を記載するものとする。

(1) 許可証を書換え又は訂正して交付すること。

(2) 移転前の営業所が当該変更許可申請書の提出を受けた署の管轄外であるときは、移転前の営業所を管轄する署の長にその旨を通知すること。

2 前項第2号の規定により通知を受けた署の長は、当該営業所に係る質屋台帳を当該変更許可申請書の提出を受けた署の長に送付するものとする。

(管理者の新設又は変更の許可)

第7条 署長は、法第4条第1項の規定により、管理者の新設又は変更に係る変更許可申請書の提出を受けた場合には、当該変更許可申請書及びその添付書類について変更許可審査票により確認し、当該管理者（新たに管理者にしようとする者が現にその質屋又は古物商の営業所の管理者であるときを除く。）が法に規定する欠格事由に該当しないか調査した上、支障がないときは、許可証裏面の異動事項欄に必要事項を記載するとともに、許可証を書換え又は訂正して交付するものとする。

(廃業等の届出)

第8条 署長は、法第4条第2項及び第3項の規定により、廃業、休業及び死亡に係る届出書（様式規程様式第3号）の提出を受けた場合には、当該届出書について変更届出等審査票により確認するものとする。この場合において、当該届出が休業であるときを除き、当該質屋台帳を別に設ける廃業者専用の台帳に編てつ替えるものとする。

(営業内容変更の届出)

第9条 署長は、法第4条第2項の規定により、営業内容の変更届出書（様式規程様式第2号。以下「変更届出書」という。）の提出を受けた場合には、当該変更届出書及びその添付書類について変更届出等審査票により確認した上、法に規定する欠格事由について調査するものとする。この場合において、許可証の記載事項に変更があったときは、許可証裏面の異動事項欄に必要事項を記載するとともに、許可証を書換え又は訂正して交付するものとする。

(質物の保管設備の変更の届出)

第10条 署長は、規則第9条の規定により質物の保管設備の変更に係る届出書類の提出を受けた場合には、当該届出書類について変更届出等審査票により確認した上、質物保管設備基準に定める設備を備えているか実地調査票に基づき調査するものとする。

(許可証の亡失又は盗難の届出)

第11条 署長は、法第8条第3項の規定により、許可証亡失・盗難届出書（様式規程様式第4号）の提出を受けた場合には、変更届出等審査票により確認するものとする。

(許可証の再交付)

第12条 署長は、法第8条第4項の規定により、再交付申請書（様式規程様式第4号）の提出を受けた場合には、当該再交付申請書について変更届出等審査票により確認した上、許可証裏面の異動事項欄に必要事項を記載して再交付するものとする。

(許可証の返納)

第13条 署長は、法第9条の規定により、許可証の返納理由書（様式規程様式第3号）とともに許可証の返納を受けた場合には、変更届出等審査票により確認するものとする。

(差止め)

第14条 署長は、法第23条の規定により、質物の保管を命ずる場合には、質物保管命令書(様式第7号)を交付して受領書の提出を受けておくものとする。

(許可の取消し又は停止)

第15条 署長は、法第25条の規定による許可の取消し又は営業の停止(以下「許可の取消し等」という。)の必要があると認める場合には、行政処分上申書(様式第8号)に当該許可の取消し等の理由を記載した書面及び疎明資料を添えて主管課長を経由して生活安全部長に上申するものとする。

2 主管課長は、前項の規定による上申により許可の取消し等が行われる場合には、行政手続法(平成5年法律第88号)及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号)に基づく聴聞に関する手続をとるものとする。

3 主管課長は、第1項に規定する許可の取消し等の上申に対する行政処分の決定が行われ、営業停止等処分通知書(様式規程様式第6号。以下「処分通知書」という。)の交付を行う場合には、処分通知書及び営業停止等処分通知書受領書(様式第9号)を行政処分の上申に係る質屋の営業所を管轄する署の長に送付するものとする。

4 署長は、前項の規定により処分通知書の送付を受けた場合には、当該処分通知書を当該質屋に交付して営業停止等処分通知書受領書を徴するものとする。

(質置主の保護)

第16条 署長は、法第28条第3項第1号及び第5項の規定により、質置主の保護の承認を求められたときは、当該事実の調査をし、支障がないときは、承認するものとする。

(疑義ある許可等の協議)

第17条 署長は、第6条から第16条までに規定する手続に関し疑義が生じた場合には、主管課長と協議するものとする。

(許可台帳)

第18条 第6条から第16条までの事務を行った場合には、その都度、質屋台帳に必要事項の記載又は訂正をするものとする。

(委任)

第19条 この訓令に定めるもののほか、質屋営業法関係の手続に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年1月9日から施行する。